

株 主 各 位

本 店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 大 田 弘

第69期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第69期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
 2. 第69期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

第69期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

当期の株主配当金につきましては、誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の理由及び変更の内容は、次のとおりであります。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款を変更いたしました。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴い定款に定めがあるものとみなされた事項について、機関に関する規定（変更後第4条）及び株券の発行に関する規定（変更後第7条）を新設するとともに、名義書換代理人に関する規定（変更前第8条）を変更いたしました。

商法下において複数回に分けて発行した優先株式は、会社法の施行に伴い、定款上において回数ごとに異なる種類株式として規定することとなったため、発行する株式の総数に関する規定（変更前第5条）及び優先株式に関する規定（変更前第2章の2）を変更いたしました。

単元未満株式について権利行使できる内容を明確にするため、単元未満株式についての権利に関する規定（変更後第10条）を新設いたしました。

株主総会運営の合理化のため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（変更後第18条）を新設いたしました。

株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数及び代理権を証明する方法を明確にするため、議決権の代理行使に関する規定（変更前第13条）を変更いたしました。

取締役会をより機動的にかつ効率的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、取締役会の決議の省略に関する規定（変更後第27条）を新設いたしました。

以上のほか、会社法の条文に合わせた用語の変更等、規定の変更を行いました。

- (2) 公告の周知性向上及び掲載費用削減を図るため、公告の方法に関する規定（変更前第4条）を日本経済新聞から電子公告に変更いたしました。
- (3) 単元未満株式の買増し制度への対応及び財産の状況その他の事情に対応して、機動的に自己株式の取得を行うことができるよう、自己の株式の取得に関する規定（変更後第8条）を新設いたしました。
- (4) 株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の買増しに関する規定（変更後第11条）を新設いたしました。
- (5) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う条数の変更並びに定款の全般にわたる規定の構成の変更及び項数の表示その他一部字句の整備を行いました。

2. 変更の内容

後記に記載のとおりであります。

第3号議案

取締役8名選任の件

本件は、大田 弘、山口啓二、高木秀宣、吉田孝男、新井克人、佐塚和夫、石垣和男、草桶昌之の8氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、篠原啓慶氏が選任され、就任いたしました。
 なお、篠原啓慶氏は社外監査役であります。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役社長 (代表取締役)	大田 弘	常務取締役	新井 克人
取締役副社長 (代表取締役)	山口 啓二	取締役	佐塚 和夫
取締役副社長	高木 秀宣	取締役	石垣 和男
専務取締役	吉田 孝男	取締役	草桶 昌之

定款一部変更について

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は株式会社熊谷組と称する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>1.~11. (記載省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を福井市に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社熊谷組と称する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~11. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を福井市に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は7億7千4百万株とし、このうち7億1千4百万株は普通株式、6千万株は第1種優先株式とする。ただし、普通株式の消却が行われた場合または第1種優先株式の消却もしくは普通株式への転換が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式の買受けまたは消却) 第5条の2 当社が自己株式を買受けまたは消却するときは、株式の種類に拘わらず、その全部または一部につき行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7億7千4百万株とし、当社の普通株式、第1回第1種優先株式および第2回第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ7億1千4百万株、1千6百8拾万株および4千3百2拾万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第7条</u> 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> 	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p><u>第9条</u>の2 当社は、第32条に定める利益配当を行うときは、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）もしくは第1種優先株式の登録質権者（以下「第1種優先登録質権者」という。）</u>に対し、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）</u>もしくは普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、<u>第1種優先株式1株につき年50円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p><u>第13条</u>の2 当社は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）</u>または<u>優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）</u>に対し、<u>毎事業年度末日の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）</u>もしくは普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ、次の算式に従い算出される額の金銭による剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。</p> <p>第1回第1種優先株式および第2回第1種優先株式</p> <p><u>優先配当金 = 払込金額（500円） × （日本円TIBOR（6ヶ月物） + 1.5%）</u></p> <p><u>優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>2. ある営業年度において第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。日本円TIBOR（6ヶ月物）またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、優先配当金は、対象となる事業年度が1年に満たないときは当該事業年度の初日から最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割計算した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、<u>第1種優先株主または第1種優先登録質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、<u>第1種優先株式1株につき500円を支払う。</u></p> <p>2. <u>第1種優先株主または第1種優先登録質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、<u>優先株式1株につき金銭により500円を支払う。</u></p> <p>2. <u>優先株主または優先登録株式質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
<p>(株式の併合または分割、<u>新株引受権</u>等)</p> <p>第9条の4 当社は、法令に定める場合を除き、<u>第1種優先株式</u>について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、<u>第1種優先株主または第1種優先登録質権者に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権</u>を与えない。</p>	<p>(株式の併合または分割、<u>募集株式の割当てを受ける権利</u>等)</p> <p>第13条の4 当社は、法令に定める場合を除き、<u>優先株式</u>について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、<u>優先株主または優先登録株式質権者</u>には、<u>募集株式の割当てを受ける権利</u>または<u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えない。</p>
<p>(議決権)</p> <p>第9条の5 <u>第1種優先株主</u>は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第13条の5 <u>優先株主</u>は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
<p>(普通株式への<u>転換予約権</u>)</p> <p>第9条の6 <u>第1種優先株主</u>は、<u>第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間において、当該決議で定める転換の条件で第1種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	<p>(取得請求権)</p> <p>第13条の6 <u>優先株主</u>は、<u>附則第1条に定める取得を請求することができる期間において、当社が優先株式を取得するのと引換えに附則第2条で定める算定方法により算出される数の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社が優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数の算出にあたって、1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、現金精算は行わないものとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(普通株式への強制転換条項)</p> <p>第9条の7 当社は、<u>第1種優先株式の転換を請求し得べき期間の末日</u>(以下「<u>第1種優先株式転換基準日</u>」という。)が経過した場合には、<u>商法第222条の9の規定による取締役会の決議を第1種優先株式転換基準日より5日以内に行うこととし、転換の効力発生日において、第1種優先株式を全て、当会社の普通株式に転換する。</u></p> <p>2. 前項に定める第1種優先株式の転換により発行する普通株式数は、<u>第1種優先株式1株の払込金相当額を第1種優先株式転換基準日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)</u>で除して得られる数とする。平均値の計算は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、上記の第1種優先株式の転換により発行する普通株式数は、<u>当該平均値が第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額または52円のいずれか高い金額を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数とする。</u>また、<u>当該平均値が第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額(以下「<u>上限転換価額</u>」という。)を上回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数とする。</u></p> <p>3. 前項に定める転換の条件に従って普通株式数を算出するにあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式の併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取得条項)</p> <p>第13条の7 当社は、<u>取得を請求し得べき期間の末日</u>(以下「<u>優先株式取得基準日</u>」という。)が経過した場合には、<u>会社法第168条の規定による取締役会の決議を優先株式取得基準日より5日以内に行うこととし、当該取締役会決議により取得の効力発生日と定めたる日において、当会社の普通株式を交付するのと引換えに優先株式を取得する。</u></p> <p>2. 前項に定める優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、<u>優先株式1株の払込金額相当額を優先株式取得基準日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)</u>で除して得られる数とする。平均値の計算は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、上記の優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、<u>当該平均値が附則第3条に定める下限取得価額または52円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金額相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数とする。また、当該平均値が附則第4条に定める上限取得価額(以下「<u>上限取得価額</u>」という。)を上回るときは、優先株式1株の払込金額相当額を上限取得価額で除して得られる数とする。</u></p> <p>3. 前項に定める取得の条件に従って普通株式数を算出するにあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条の規定により、これを取り扱う。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p>第13条の8 <u>当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招 集 地) 第11条 当会社の株主総会は、福井市もしくは東京都新宿区または東京都千代田区において招集する。</p> <p>(招 集 者 お よ び 議 長) 第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会で定めた順序により、それぞれ他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使) 第13条 株主またはその法定代理人が、代理人をもってその議決権を行使する場合は、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定 時 株 主 総 会 の 基 準 日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招 集 地) 第16条 当会社の株主総会は、福井市もしくは東京都新宿区または東京都千代田区においてこれを招集する。</p> <p>(招 集 者 お よ び 議 長) 第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イン タ ー ネ ッ ト 開 示 と み な し 提 供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>に当る多数</u>をもって行う。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 第11条、第12条および第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 (記載省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会<u>で</u>選任する。</p> <p>2. <u>前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長不在もしくはさしつかえあるときは、取締役会で<u>定めた順序により、それぞれ他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第21条 第16条、第17条、<u>第18条</u>および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第23条 取締役は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議事項)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか当会社の重要な業務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第21条 取締役会に<u>関しては、法令または本定款の定めによるのほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、<u>会社を代表する取締役として取締役社長1名を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>会社を代表する取締役は、第1項のほか、取締役会の決議により、役付取締役のなかから若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に<u>関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって代表取締役として取締役社長1名を<u>選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって第1項のほか、役付取締役のなかから代表取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除) 第23条の2 当社は、<u>取締役会の決議をもつて、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>(選任) 第25条 監査役は、<u>株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第28条 監査役会に関しては、法令または本定款の定めによるのほか、<u>監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(常勤監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第33条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(報 酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条の2 当社は、<u>取締役会の決議をもつて、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第31条 当社の<u>決算期は、毎年3月31日</u>とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u></p> <p>2. <u>利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(取得を請求することができる期間)</p> <p>第1条 第1回第1種優先株主については、<u>平成18年10月1日以降平成33年9月30日までとする。</u></p> <p>2. 第2回第1種優先株主については、<u>平成20年10月1日以降平成35年9月30日までとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>(取得と引換えに交付する普通株式の算定方法)</p> <p><u>第2条 第1回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第1回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\text{取得と引換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{第1回第1種優先株主が取得請求のために提出した第1回第1種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$ <p><u>取得と引換えに交付する普通株式数の算出にあたって、1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、現金精算は行わない。</u></p> <p><u>(2) 当初取得価額</u> <u>当初取得価額は、200円とする。</u></p> <p><u>(3) 取得価額の修正</u> <u>取得価額は、平成19年10月1日以降平成32年10月1日までの間、毎年10月1日（以下「取得価額修正日」という。）における時価に修正されるものとする。当該時価が100円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が400円（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までにより調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。</u> <u>上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>(4) 取得価額の調整</p> <p>第1回第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整するものとする。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>1) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合 調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。</p> <p>2) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合 調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割または無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p>	<p> <u>) 株式の併合により普通株式数を変更する場合</u> <u>調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。取得価額調整式で使用する新規発行普通株式数は、減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。</u> </p> <p> <u>) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合</u> <u>調整後取得価額は、その払込がなされた日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込がなされた日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降またはその募集のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、取得価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその払込がなされた日または募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額または新株予約権の行使価額が決定される日に、発行される証券の全額または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。</u> </p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>— <u>上記 ()乃至 ()に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または会社の分割等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における既発行普通株式数とする。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記 ()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記 ()乃至 ()で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を引いた額を使用する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>2. <u>第2回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第2回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\text{取得と引換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{第2回第1種優先株主が取得請求のために提出した第2回第1種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$ <p><u>取得と引換えに交付する普通株式数の算出にあたって、1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、現金精算は行わない。</u></p> <p>(2) <u>当初取得価額</u> <u>当初取得価額は、200円とする。</u></p> <p>(3) <u>取得価額の修正</u> <u>取得価額は、平成21年10月1日以降平成34年10月1日までの間、毎年10月1日（以下「取得価額修正日」という。）における時価に修正されるものとする。当該時価が100円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が400円（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに下記（4）により調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。</u> <u>上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>(4) 取得価額の調整</p> <p>第2回第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整するものとする。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>1) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合 調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。</p> <p>2) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合 調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割または無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p>	<p> <u>1) 株式の併合により普通株式数を変更する場合</u> 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。取得価額調整式で使用する新規発行普通株式数は、減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。 </p> <p> <u>2) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合</u> 調整後取得価額は、その払込がなされた日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込がなされた日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降またはその募集のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、取得価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその払込がなされた日または募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額または新株予約権の行使価額が決定される日に、発行される証券の全額または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。 </p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>— <u>上記)乃至)に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または会社の分割等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における既発行普通株式数とする。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記)乃至)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。</u></p> <p>— <u>取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を引いた額を使用する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(下限取得価額)</p> <p><u>第3条 第1回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条第1項(3)において定義される下限取得価額とする。</u></p> <p>2. <u>第2回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条第2項(3)において定義される下限取得価額とする。</u></p> <p>(上限取得価額)</p> <p><u>第4条 第1回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条第1項(3)において定義される上限取得価額とする。</u></p> <p>2. <u>第2回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条第2項(3)において定義される上限取得価額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以 上

